

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

- 一般料金表（当社の業務規定に定める要件を満たす場合は減額することがあります）

【単独申請の場合】

(税別 単位：円)

対象の範囲	区分	内容	料金
住宅又は住戸	A	1戸	40,000
	B	複数 (n) 戸(共同住宅等)	$40,000 + 6,500 \times (n-1)$
共同住宅住棟のみ	C	全住戸数をmとして	$60,000 + 5,000 \times (m-1)$
共同住宅住棟と住戸の両方	D	全住戸数をm、 交付住戸数をnとして	$60,000 + 5,000 \times (m-1) + 1,500 \times n$
非住宅建築物又は住宅と非住宅の複合建築物	E	個別見積もりといたします。	

【設計性能評価と併願審査の場合】

(税別 単位：円)

対象の範囲	区分	内容	料金
住宅又は住戸	F	1戸につき	8,000
共同住宅住棟のみ	G	全住戸数をmとして	$28,000 + 5,000 \times (m-1)$
共同住宅住棟と住戸の両方	H	全住戸数をm、 交付住戸数をnとして	$28,000 + 5,000 \times (m-1) + 1,500 \times n$

注意事項

- ① 本料金表は「新築」に適用できます。
- ② 共同住宅は延べ面積1,000㎡以下とし、1,000㎡を超える場合は別途見積もりとさせていただきます。
- ③ 登録住宅性能評価機関で予め技術的審査を行わず、直接所管行政庁に認定申請を行うことも出来ます。
- ④ 低炭素建築物認定を所管行政庁に申請する際、技術的審査料金の他に認定申請料がかかります。
- ⑤ 一次エネルギー消費量の計算はWebを利用したものとします。
- ⑥ 変更審査は上記の半額とします。
- ⑦ 共同住宅の場合で住棟を審査する場合、全住戸数をm、適合証を交付する住戸数をnとします。